

地域自治組織のあり方に関する研究会 開催要綱

第1 目的

人口減少・高齢化が進行し、人々の暮らしや地域の環境を維持向上させていくことが課題となる中、一部の地域では、地域の住民が主体となって組織を形成し、自ら担い手となり、又は積極的に関与することによって、暮らしを支える対人サービスをきめ細やかに提供し、地域の良好な環境の維持・向上を図り、公共的な空間の質を向上させるなど、様々な活動に取り組み、都市空間や都市生活の魅力向上、地域の課題解決に寄与している事例が見られる。

本研究会では、このような活動を行う組織（地域運営組織）を支える地縁型の法人制度に加え、基礎的自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織（地域自治組織）のあり方について研究する。

第2 名称

本研究会は、「地域自治組織のあり方に関する研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

第3 構成

- (1) 研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。
- (2) 研究会に、座長1人、座長代理1人を置く。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、行政課及び住民制度課の協力を得て、総務省自治行政局行政経営支援室が行う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 研究会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配付資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。
ただし、座長が必要があると認めるときは、配付資料の一部を非公開とすることができる。